平成２７年（フ）第１０８号
佐賀県鳥栖市立石町12番地208
債務者　山田紗耶香（旧姓大成）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
神奈川県小田原市久野261番地の４　サンハイツ一205
債務者　辻浜　亜美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２６号
沖縄県那覇市字松川62番地
債務者　仲村渠　貴
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５１８号
名古屋市中川区馬手町２丁目94番地　サンドミール202号
債務者　深川　**靜**江
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８１号
愛知県瀬戸市高根町２丁目28番地　メゾン共栄403
債務者　白井ルリ子（旧姓新美・酒井・濱田）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５７号
名古屋市名東区香南２丁目805番地　トーカンマンション香流305号
債務者　山田　祐子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４８１号
埼玉県新座市新堀２丁目５一35　シーゲルハウスD108号室
債務者　栗田　康正
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４８３号
東京都練馬区東大泉７丁目34一15
債務者　皆井　弘美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４８４号
東京都江戸川区松島４丁目42一13一205
債務者　海野　新也
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５１６号
東京都葛飾区金町６丁目10一10一1006
債務者　福原　圭一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５２０号
東京都杉並区方南１丁目９一18一201
債務者　豊田　宗和
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５２５号
東京都台東区上野６丁目７一10　北畔
債務者　村上　真二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５２７号
東京都稲城市長峰３丁目８一１一402
債務者　五十嵐一葉（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５３３号
東京都練馬区大泉町２一59一２一204、最後の住民票上の住所神奈川県伊勢原市串橋348一５
債務者　佐藤　絹子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５４０号
東京都足立区綾瀬３丁目28一３　第一臼倉コーポ203
債務者　山下　利康
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５４３号
東京都西東京市東伏見４丁目10一23一102
債務者　菊地　　晃
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部